

岩手県告示第639号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

令和2年10月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 令和2年9月29日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 北上興業株式会社
 - イ 主たる営業所の所在地 北上市和賀町仙人2地割14番地1
 - ウ 代表者の氏名 伊藤明
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般一1）第1577号
 - (3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業及び舗装工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和2年9月23日付けで土木工事業、とび・土工工事業及び舗装工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 令和2年9月7日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社ボーラ鉄工
 - イ 主たる営業所の所在地 久慈市長内町第37地割15番地16
 - ウ 代表者の氏名 坊良清勝
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般一27）第3675号
 - (3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和2年8月17日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 令和2年9月8日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社伊藤水道工務店
 - イ 主たる営業所の所在地 大船渡市大船渡町字明神前131番地8
 - ウ 代表者の氏名 伊藤勝行
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般一2）第7498号
 - (3) 処分の内容 消防施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和2年8月28日付けで消防施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 令和2年9月8日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 三浦重機株式会社
 - イ 主たる営業所の所在地 宮古市小山田三丁目6番7号
 - ウ 代表者の氏名 三浦ヒサ
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般一1）第7867号
 - (3) 処分の内容 管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和2年8月31日付けで管工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

- 5(1) 処分をした年月日 令和2年9月3日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 有限会社長沼建設
- イ 主たる営業所の所在地 北上市和賀町長沼1地割197番地8
- ウ 代表者の氏名 高橋等
- エ 許可番号 岩手県知事許可(般-28)第9461号
- (3) 処分の内容 土木工事業及びとび・土工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 令和2年9月1日付けで土木工事業及びとび・土工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 6(1) 処分をした年月日 令和2年9月28日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 有限会社マテリアル
- イ 主たる営業所の所在地 盛岡市月が丘三丁目49番4号
- ウ 代表者の氏名 江渡順一
- エ 許可番号 岩手県知事許可(般-28)第20194号
- (3) 処分の内容 土木工事業、舗装工事業及びしゅんせつ工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 令和2年9月25日付けで土木工事業、舗装工事業及びしゅんせつ工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 7(1) 処分をした年月日 令和2年9月10日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 北館内装
- イ 主たる営業所の所在地 岩手郡雫石町長山極楽野11番地11
- ウ 代表者の氏名 北館重行
- エ 許可番号 岩手県知事許可(般-27)第20668号
- (3) 処分の内容 内装工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 令和2年9月7日付けで内装工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 8(1) 処分をした年月日 令和2年9月15日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 丸信建設株式会社
- イ 主たる営業所の所在地 宮古市黒森町9番28号
- ウ 代表者の氏名 鈴木とし子
- エ 許可番号 岩手県知事許可(般-29)第120122号
- (3) 処分の内容 管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 令和2年9月11日付けで管工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。